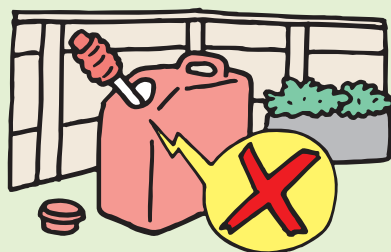


(2) 火事

- もしで近所で火事が起きたときは、バルコニーにある可燃物を部屋に取り込み、窓や出入口の戸をよく閉めて火や煙が室内に入らないようにしましょう。

不幸にして、皆さまの住宅から出火した場合は、あわてずに小火のうちに消し止めましょう。火事を出しますと、皆さまご自身の財産を失うことになるばかりでなく、近隣の人々にも多大な迷惑をかけることとなります。

- 出火の原因が油類なら布団類およびマットでこれをおおい、空気をしゃ断するようにし、電気器具や電線からの場合は、コンセントからプラグを抜いたり、分電盤の配線用しゃ断器を切ってから水をかけ、ガス器具などの場合は、元栓を閉めてから臨機の措置をとるよう心がけましょう。厨房電熱器、暖房器具等について、購入の際取扱上の注意書を十分理解しておきましょう。



- 灯油などの引火性の強い危険物の保管は、必要最小限にとどめ、特にバルコニーに置くことは万一の火事の際に、避難路の支障や上下階への類焼の原因となりますので絶対やめましょう。

- バルコニーは、火事などの緊急時には避難路として使用します。特に隣戸との境の間仕切板は、火事など緊急の場合に打ち破って隣戸へ避難する避難口となりますのでふだんから物を置かないように注意してください。

- 家庭用消火器を、UR 都市機構指定品と称して訪問販売をする者があると聞いておりますが、UR 都市機構は消火器設置の義務づけ、指定推薦等も一切しておりませんのでご注意ください。

- 高層住宅の場合、廊下、階段室等に設けられている防火扉の周辺に自転車等の物品を置かれますと防火扉の機能が有効に作動せず、また、避難路も確保されない状態になりますので、物を置かないよう注意しましょう。

また、防火扉を勝手に開閉しないようにしましょう。

- なお、火が発生した場合は、その大小にかかわらず、消防署および UR 都市機構の管理サービス事務所または住まいセンター等にご連絡ください。

(3) 台風・水害等

台風や豪雨などの際には、ラジオ、テレビなどのニュースやインターネット等により事前に情報収集を行うとともに、次の点に注意して、万全の備えをしましょう。

特に、大規模な水害の発生への備えとして、日ごろからお住まいの自治体の防災計画やハザードマップ等により地域で想定される被害状況等を把握するとともに、指定避難所や緊急時の避難場所、避難経路をあらかじめ確認し、自治体から避難に関する情報が発令された場合には、速やかに必要な避難行動をとってください。

- 風が強くなる前に、バルコニーの植木鉢やあき箱などは、取り込むとともに、物干しざおは、フックやバルコニーの「さん」に結んで固定しましょう。

- 窓や出入口の戸締まりを厳重にして、すき間をビニールテープ、タオル、ぞうきんなどでふさいでください。

この場合、建具（窓枠）下部に、外側からガムテープ（荷造り用テープ）を張りつけ、さらに内側からサッシの敷居部分をタオル等で押さえると効果があります。

- 強風時に窓を開けるときは、扉があおられたり、物が落下・転倒することにより、思わぬ怪我をすることがありますので、十分注意しましょう。

- 台風時に外出する場合には、特に戸締まりを厳重にして、前記の措置をとってください。風雨の激しいときは、すき間から漏れた水で畳がぬれたり階下に漏水して迷惑をかけることとなりますので、特に注意してください。

- バルコニーの排水口が詰まらぬよう、あらかじめ、掃除をしておいてください。

◎断水、停電に備えて飲料水、懐中電灯などを備えておきましょう。

(4) 万一の備えのために（賃貸住宅居住者向けの住まいの保険等について）

団地は、多くの方が共同で生活する場ですから、快適にお過ごしいただくためには、お互いに生活上のマナー、ルールを守ることがなによりも大切ですが、火災や階下への水漏れを起こした場合などは、それが原因でお住まいの方同士のトラブルになることがあります。不注意で階下へ漏水させたような場合は、階下の方に迷惑をかけるだけでなく、天井、畳などの補修費や家具、寝具、敷物などの損害賠償を負担しなければなりません。損害の状況によっては数百万円を超える損害賠償を請求されるケースもあります。

そのため、万一の事故による家財や第三者に対する損害を補償する賃貸住宅居住者向けの住まいの保険への加入を強くおすすめしています。保険会社の指定はありませんので、ご自身で保険をお選びいただけます。